第1部 計画の基本的な考え方

#### 1 計画の目的

男女共同参画社会の形成に向けた社会的機運の高まりを受け、平成11(1999)年、国において「男女共同参画社会基本法」(以下「法」という。)が制定されました。

それを受け本市では、平成 18 (2006) 年に「豊岡市男女共同参画プラン」(計画期間 5 年) を策定しました。また、平成 24 (2012) 年には前プランの見直しを行い、「第 2 次豊岡市男女共同参画プラン」(計画期間 5 年) を策定し、男女共同参画社会づくりを進めてきました。 今般、個々の市民の暮らし方や働き方の変化、さらには市民意識、男女共同参画をめぐる社会状況の変化に対応するため、第 2 次プランの成果と検証に基づき、男女共同参画社会の推進に向けた施策の総合的な見直しを進めます。

#### 2 計画の位置づけ

この計画は、法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」に該当し、平成24(2012)年3月に策定した「第2次豊岡市男女共同参画プラン」を引き継ぐものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ※¹」(以下「配偶者暴力防止法」という。)第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ※²」(以下「女性活躍推進法」という。)第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」を包含し、平成27(2015)年10月に策定した「豊岡市地方創生総合戦略」で上位目的を達成するための基礎となる計画と位置づけます。

#### 3 計画の期間

計画期間は、平成29(2017)年度から平成33(2021)年度までの5年間です。

<sup>1</sup> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)

配偶者等からの暴力 (ドメスティック・バイオレンス=DV) に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。平成26(2014)年の法改正までは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」という題名であった。通称はDV防止法。平成13(2001)年4月に成立した法律。

<sup>2</sup> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから、女性の職業生活における活躍を推進することを目的とする。平成 27 (2015) 年8月に成立した法律。

#### 4 これまでの取組状況

#### (1) 国の取組

国では、昭和50(1975)年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」の動きを受けて、男女共同参画社会の形成に関する法律や制度の整備が進められてきました。

平成8 (1996) 年12月には、「男女共同参画2000年プラン-男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12 (2000)年度までの国内行動計画-」を決定し、その確実な実現にむけて「男女共同参画の現状と施策」(いわゆる男女共同参画白書)を取りまとめました。

平成11 (1999) 年、男女共同参画社会づくりに向けた施策の基本事項を定めることにより、総合的かつ計画的に事業を進めることを目的として「法」が施行され、男女共同参画社会の形成についての基本理念や国・地方公共団体の責任と義務が定められました。

また、平成 12 (2000) 年度には、「法」に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」、「意識の改革」等、11 の重点項目が掲げられました。

その後、過去の取組の課題や反省を踏まえて、平成17 (2005)年、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を基本とした「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、平成22 (2010)年、より実効性のあるアクション・プラン「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成26 (2014) 年には、さまざまな状況におかれた女性が力を発揮し、輝くことができる「すべての女性が輝く社会づくり本部」が内閣官房に設置され、再就職支援を含む「女性のチャレンジ応援プラン」等、早急に実施すべき施策「すべての女性が輝く政策パッケージ」が取りまとめられました。

さらに、平成27 (2015) 年8月には、女性の活躍を支えるための「女性活躍推進法」を成立させ、男性を含めた働き方の見直しや、国・地方公共団体・民間事業主に数値目標や公表等を義務付けました。

同年 12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、4 つの政策領域を設定し、目的の明確化を図るとともに、効果的な計画の推進を図るため成果目標を設定しました。

#### 国の「第4次男女共同参画基本計画」の概要

#### 【4つの目指すべき社会】

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力 ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行 ※<sup>3</sup> 等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

#### 【4次計画で改めて強調している視点】

- ①女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性 中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ②あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクション ※4 の実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を 強化
- ⑥国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働 慣行。

固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者間に何らかの差が生じている場合、このような差を解消しようと個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいう。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 男性中心型労働慣行

<sup>4</sup> ポジティブ・アクション

# 【施策の基本的方向と具体的な取組】

	①男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
政策領域 I	②政策・方針決定過程への女性の参画拡大
あらゆる分野における	③雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
女性の活躍	④地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	⑤科学技術・学術における男女共同参画の推進
小类结构 T	⑥生涯を通じた女性の健康支援
政策領域Ⅱ   安全・安心な暮らしの	⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶
実現	⑧貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮
<b>大</b> 坑	らせる環境の整備
政策領域Ⅲ	⑨男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
以京映域出   男女共同参画社会の実	⑩教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
現に向けた基盤の整備	⑪男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
現に同じた 整盤の 歪 脯	⑫男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	・国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策
IV 推進体制の整備・強化	の企画立案及び実施
	・地方公共団体や民間団体等における取組の強化

#### (2) 県の取組

兵庫県では、昭和52 (1977) 年から独自の女性政策に取り組んできましたが、平成13 (2001) 年、「法」に基づく「兵庫県男女共同参画計画 – ひょうご男女共同参画プラン21 – 」(計画期間10年)を策定しました。また、翌年には「男女共同参画社会づくり条例」を、平成18 (2006)年には「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画※5」を策定し、男女共同参画社会に向けた施策を前進させてきました。

平成 23 (2011) 年には、5本の柱と 12 のアクションを盛り込み、県民、地域団体・NPO、企業、行政等の参画と協働により、更なる取組を展開するために、「新ひょうご男女共同参画プラン 21」を策定しまた。

また、平成 27 (2015) 年には、国において、女性活躍推進法が施行され、働く場面における女性の活躍を一層推進する必要が生じたこと、また、人々のライフスタイル、意識・価値観の多様化に対応した新たな地域社会の実現を図る必要が生じたことから、「新ひょうご男女共同参画プラン 21」を引き継ぐ「ひょうご男女いきいきプラン 2020 (第3次兵庫県男女共同参画計画)」(計画期間5年)を策定しました。

<sup>5</sup> 兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき、県が策定した計画。被害者の安全を確保するとともに、被害者が自らの意思で生活基盤を回復できるよう支援することを基本として、被害の予防、被害者の早期発見、相談、保護自立支援の整備を柱とする各般の施策を総合的に推進する内容としている。

#### 県の「ひょうご男女いきいきプラン 2020」の概要

#### 【重点的に取り組む課題】

- ①すべての女性が活躍できる環境の整備
- ②仕事と生活の両立(WLB:ワーク・ライフ・バランス ※6)の実現
- ③家族や地域における「きずな」の強化
- ④安心して生活できる社会づくりの推進
- ⑤次代を担う子どもや若者の育成

### 【5つの重点目標と13の推進項目】

	重点目標	推進項目
1	すべての女性の活躍	①あらゆる分野への女性の参画拡大
		②女性の能力発揮の促進と環境整備
		③農林水産業や商工業等自営業における女性の参画拡大
2	2 仕事と生活の両立支援 ④男性の働き方の見直しと家庭・地域活動への参画促	
		⑤ワーク・ライフ・バランスの推進
3	互いに支え合う家庭と	⑥地域ぐるみの家庭支援体制の充実
	地域	⑦地域における男女共同参画の推進
		⑧男女共同参画の視点に立った防災体制の推進
4	安心して生活できる   ⑨生涯にわたる男女の健康対策	
	環境の整備	⑩生活のセーフティネット
		⑪多様な人々が安心して生活できる環境の整備
5	次世代への継承	⑫若者の就労と出会いの支援
		⑬多様な選択を可能にする教育・学習

仕事と私生活とが調和、あるいは両立している状態をさす。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> WLB (ワーク・ライフ・バランス)

#### (3) 市の取組

平成 17 (2005) 年に誕生した豊岡市は、合併と同時に男女共同参画プランの策定に着手し、翌年 11 月に「豊岡市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成 24 (2012) 年に前プランの後継となる「第 2 次豊岡市男女共同参画プラン」(計画期間 5 年) を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取組を続けてきました。

しかし、固定的性別役割分担意識 ※<sup>7</sup> 等で一定の変化が認められたものの、家庭の実生活では、依然として家事・育児は女性に偏っている実態があり、解決すべき多くの課題も残りました。

そこで、平成 27 (2015) 年度から「第 3 次豊岡市男女共同参画プラン」の検討を始めました。

新プランでは、昨今の社会情勢の変化はもとより、より現実的で実効性のある計画とするため、「男女共同参画社会の実現にむけての市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)及び「男女共同参画社会の実現にむけての事業所調査」(以下「事業所調査」という。)を実施し、市内の実態把握に努め、課題を明らかにした上で、豊岡市男女共同参画社会推進懇話会、豊岡市男女共同参画プラン策定委員会を設置し、多方面から意見をいただくこととしました。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。

#### 5 基本理念

# だれもが暮らしやすい社会

「日本国憲法」は、個人の「基本的人権」を永久の権利として保障しています。また、 すべての国民が平等であり、性別や社会的身分等により差別されないとしています。

そして「法」では、男女共同参画社会を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの 意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が 均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を 担うべき社会」としています。

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、女性のためだけの施策ではなく、男性にとっても、今以上に生きやすく、働きやすい社会の実現をめざせる施策でなければなりません。

また、近年、「男女」という二分的な性別だけではなく、「多様な性(性的マイノリティ) ※<sup>8</sup>」の存在が注目されるようになり、従来の区分では十分な対応ができなくなっています。 それを踏まえて、本市では平成 24 (2012) 年、すべての人が人として尊重されるまちづ くりを目指し「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」を制定しました。

豊岡市は、多様な性の存在を認め、すべての人が尊重され、職場・家庭・地域・学校の中で、一人一人が自らの意思に基づき、個性に応じた役割を担い、責任を果たし、自分らしい生き方を選択できる社会の実現を目指します。

#### だれもが暮らしやすい社会

#### 基本目標1

だれもが互いを尊重 し、自分らしい生き 方を選択できる

#### 基本目標2

だれもがあらゆる分 野に参画し、協力で きる

#### 基本目標3

だれもが安全・安心 に暮らすことができ る

#### 計画の推進に向けた基盤整備

³ 性的マイノリティ

同性愛者や性別違和(LGBT)、性同一性障害等、異性愛や生まれ持った性別に違和感のないことを一般視している社会から見て少数者とされるものの総称。LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー)や、自分を男女どちらとも思わないXジェンダー、誰にも性的感情が向かないアセクシャルなどを含む。

#### 基本目標と施策の柱

基本理念を具体化するために、三つの基本目標を掲げ、それぞれに施策の柱を設定します。

#### 【基本目標1】

: だれもが互いを尊重し、自分らしい生き方を選択できる

お互いを尊重し、性別役割分担意識に捉われた生き方の枠を取り払い、職場・家庭・地域・ 学校の中で、一人一人の個性が輝く自分らしい生き方を選択できる社会の実現を目指しま す。

施策の柱 (1) 固定的性別役割分担がなお根強いことへの気付き

- (2) 子どもの頃からの人権教育(ジェンダー ※ 平等教育)と生涯学習 の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシー ※10 の向上

【基本目標2】 : だれもがあらゆる分野に参画し、協力できる

職場・家庭・地域・学校の中で、互いに協力して責任を分かち合える社会の実現を目指 します。

施策の柱 (1) 雇用分野における男女平等の推進とだれもが働きやすい環境の整備

- (2) 職場・家庭・地域・学校における女性の意思決定機会の向上と政策・ 方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 職場・家庭・地域・学校における協調と自立 (注1) の推進
- (4) 仕事・家庭・個人的生活のバランスを可能にする諸条件の整備

(注1) ここでいう「自立」は、単に経済的な自立だけでなく、自尊心を育み、自己決定に基づい て主体的な生き方を選択できる可能性をいう。

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。 一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社 会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする 能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

<sup>10</sup> メディア・リテラシー

#### 【基本目標3】

#### だれもが安全・安心に暮らすことができる

職場・家庭・地域・学校の中で、だれもが安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

施策の柱 (1) 性差に応じた健康支援とリプロダクティブ・ヘルス/ライツ ※11 の推進

- (2) 職場・家庭・地域・学校におけるあらゆる暴力の根絶
- (3) 生涯にわたって安全・安心に暮らすことができる地域づくり
- (4) あらゆる社会排除 ※12 の解消と社会包摂 ※13 の実現

#### 12 社会排除

社会のいかなるメンバーでも、金銭的、物質的な欠如だけでなく、生きる希望が持てない、孤立して社会的サポートを受けられない等、人権侵害を被っているにも関わらず、国家や社会が放置して解決しようとしない状況。

#### 13 社会包摂

社会に排除されている人々を社会の一員として受け入れ、生存権・市民権を保障し、社会参画の機会を提供しようとする 政治理念。

<sup>11</sup> リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

## 施策体系図

# だれもが暮らしやすい社会

基本目標	施策の柱	施策
I だれもが互いを 尊重し、自分ら	(1) 固定的性別役割分担が なお根強いことへの気	
しい生き方を選 択できる	付き	② 関連情報の収集・提供の充実
	(2) 子どもの頃からの人権 教育(ジェンダー平等	
	教育)と生涯学習の推 進	② 生涯学習機会の提供・拡大
	(3) 男女共同参画の視点に 立ったメディア・リテ	① 積極的な広報・啓発の実施
	ラシーの向上	② 学習の場の提供
る分野に参画	(1) 雇用分野における男女 平等の推進とだれもが	① 就業にかかる諸制度の積極的な周知・啓発
し、協力できる	働きやすい環境の整備	② 女性の雇用・就業・起業等のための支援
	(2) 職場・家庭・地域・学校における女性の意思	① 女性従業者の積極的な登用
	決定機会の向上と政 策・方針決定過程への 女性の参画拡大	② 市審議会や各種団体への女性の参画促進
	(3) 職場・家庭・地域・学校における協調と自立の推進	
		② さまざまな分野における女性の参画の推進
	(4) 仕事・家庭・個人的生活のバランスを可能に	① 多様な働き方に向けた理解の浸透と啓発の推進
	する諸条件の整備	② 多様な働き方への支援
Ⅲ だれもが安全・ 安心に暮らすこ	(1) 性差に応じた健康支援 とリプロダクティブ・ ヘルス/ライツの推進	① 性差に応じた健診や医療の充実
とができる		② リプロダクティブ・ヘルス/ライツの浸透
	<ol> <li>職場・家庭・地域・学校におけるあらゆる暴力の場合</li> </ol>	① 暴力を許さない教育・啓発の推進とネットワーク体制の充実
	力の根絶	② DV等被害者への相談及び支援体制の充実
	(3) 生涯にわたって安全・ 安心に暮らすことがで きる地域づくり	① 子どもの育ち支援策の充実
		② 介護支援策の充実
	何と任云也祭の美児	① 地域でのネットワークづくりの推進
		② あらゆる社会的マイノリティに対する理解の浸透
WY 31 75 or 10 Mr. 11 0 0		③ 生活困難者への生活支援
IV 計画の推進体制	① 市役所の自らの取締	B強化 ② 計画の点検と評価
	③ 制度周知などによる	5民間団体の取組強化 ④ 市民啓発の充実